参考資料２

県民の生活環境の保全等に関する条例（抄）

（平成１５年条例第７号）

（規制基準）

第６条

１～２　略

３　知事は、第１項の規制基準を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、愛知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

（土壌汚染等対策指針の策定等）

第３８条　知事は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに土壌及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壌汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。

２　知事は、土壌汚染等対策指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

（汚染の状況の調査等）

第３９条

１～２　略

３　知事は、土地の土壌又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壌汚染等対策基準」という。）に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

４　略

５　第６条第３項の規定は、土壌汚染等対策基準を定め、又は改定する場合について準用する。

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

（平成１５年規則第８７号）

（土壌汚染等対策基準）

第３７条　条例第３９条第３項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第１６の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壌溶出量基準」という。）に該当すること。

二　土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第１７の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壌含有量基準」という。）に該当すること。

三　地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第１８の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

別表第１６　土壌溶出量基準（第３６条、第３７条関係）

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準
(略)	(略)
１，１―ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	検液１リットルにつき０．０２ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第１８　地下水基準（第３７条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
(略)	(略)
１，１―ジクロロエチレン	１リットルにつき０．０２ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

愛知県土壌汚染等対策指針（抄）

別表１　第二溶出量基準

特定有害物質の名称	第二溶出量基準 （単位　検液１リットルにつきミリグラム）
(略)	(略)
１，１―ジクロロエチレン	０．２以下
(略)	(略)